

○福島町議員の評価

■評価の目的

行政執行者側では、効率的な行財政運営を行うため、事業評価・政策評価などの手法の導入が急速に進んでいます。その一方で、議会・議員の活動の評価は4年に一度の選挙だけという実態です。

町民の代表である議員の活動が有権者（町民）から「見えない」現状を払拭し、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が今後益々求められる時代となっています。

このことから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果たすための一助とします。

■対象者

福島町議会議員全員とします。なお、評価結果の提出は強制するものではありませんが、本実施要綱の目的や将来の議会・議員の在り方などから提出することが望ましいものです。

■評価方法・提出期限及び公開

○評価方法

別に定める評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会・議員活動を6項目により自己評価します。また、最終任期前にも4年間の総合的な自己評価を行います。評価は、「ほぼ満足：○」、「努力が必要：△」、「さらに努力が必要：▲」の3段階評価とします。

○提出期限

評価の結果は、別紙様式により翌年度の4月中に事務局へ提出します。

○公開

評価の結果は、直近の「議会だより」及びホームページにおいて公表します。

■評価項目

次の①の6項目を評価項目とします。なお、評価は②の評価指針を基本にして行います。

①評価項目

評価項目	質疑等を行った具体的事項
1. 行政分野の取り組み	
2. 財政分野の取り組み	
3. 経済分野の取り組み	
4. 福祉分野の取り組み	
5. 教育分野の取り組み	
6. その他の取り組み	

②評価指針

主 要 指 針	評 価 の 指 針 等
1. 態度評価	町民の立場で発言・行動をしているか。議会での態度（居眠り、私語など）、審議の態度（品位の保持、審議への協力度） 【評価事項】議会の出席率、欠席日数
2. 監視評価	一般質問、討論、質疑（発言）などで行政執行をチェックしたか。 【評価事項】一般質問回数、討論回数、質疑（発言）回数、各議案に対する賛否、請願・陳情に対する賛否
3. 政策提言評価	町民の意向を政策に反映させるため、行政への提言一般質問、討議、質疑（発言）などで政策提言をしたか。 【評価事項】一般質問の内容、質疑（発言内容）、条例提案
4. 政策実現評価	一般質問、討論、質疑（発言）などで指摘した事項が改善されたか。また、政策提言した事項が実現したか。 【評価事項】①選挙公約の有無、②選挙公約の質・内容・達成度、③町民要望の達成
5. 自治活動・議会改革の 取組み評価	【評価事項】議会報告をしているか、地域活動への参加度、町づくりなどへの貢献度、町民のニーズ把握、選挙のしかた

■基礎資料

評価の基礎資料等は、「議会の評価」を準用します。なお、他に必要な資料については、その都度議会事務局に要求するものとします。

様式 3

議員活動の目標（公約）

この目標は、1年間の議員活動の指標とし、「議員の自己評価」の基礎資料として活用する。

目標期間：平成 年4月～平成 年3月

所属委員会・役職名	在職年数	氏名	年齢

項目	具体的な目標項目
1. 行政分野の取り組み	
2. 財政分野の取り組み	
3. 経済分野の取り組み	
4. 福祉分野の取り組み	
5. 教育分野の取り組み	
6. その他の取り組み	